

# 会 議 録

会議名称	第2回浦幌町空家等対策協議会	
事務局(担当部署)	町民課 町民生活係	
開催日時	平成31年2月19日(火) 午後1時30分～午後1時58分	
開催場所	役場2階中会議室	
出席者	会 長：鈴木宏昌(副町長) 委 員：山岸嘉平・伊藤光一・北原晃夫・木下和恵 事務局：鈴木町民課長・正保町民課参事・高橋町民生活係長 説明員：山本まちづくり政策課長・小川施設課長	
欠席者	なし	
	会 議 次 第	会 議 結 果
1 開会		
2 会長挨拶		
3 議題		
(1) パブリックコメントの実施結果について		了承
(2) 特定空家等の作業フローについて		了承
(3) 今後のスケジュールについて		了承
(4) その他		なし
4 閉会		
審 議 の 概 要		
<p>議題(1) 町民から計画(案)に対する意見等の提出はなかった。</p> <p>議題(2) 質問～所有者が亡くなり相続人が多数いる場合、相続人に対する通知は全員に行うのか。 回答～調査の上、全員に通知する。 質問～空家の確知は住民や町内会からの連絡により把握するとしているが、住民や町内会に対して協力依頼等はどのような方法で行うのか。 回答～本計画が策定されれば4月から実施となるので、計画の公表とあわせて協力依頼について町民の皆さんには町広報やホームページ等により周知していく。また、4月に開催される行政区長会議の際にも協力を依頼する。 質問～明らかに倒壊している物件があるが町民等からの連絡がない場合、その物件は調査の対象にならないのか。 回答～町としても不定期ではあるが、町内を巡回し対象物件を確認していく。</p> <p>議題(3) 質問～指導、勧告、命令に至るそれぞれの期間はどれくらいを考えているか。 回答～国のガイドラインでは期間を何日間設けるという表現はしておらず、「具体の期間は対象となる特定空家等の規模や措置の内容等によって異なるが、おおよそのところは、物件を整理するための期間や工事の施工に要する期間を合計したものを標準とすることが考えられる。」としており、建物や措置の状況によっても異なる。</p>		

基本的には、勧告される前に所有者が自らの責任において、適切な管理あるいは処分をするのが本来のあるべき姿であるので、指導や助言にある程度の時間を費やしたい。  
質問～代執行は町が執行し、費用は所有者に請求するというのでよいか。

回答～そのとおり

議題（４）

質疑応答なし

会議録の公開期日

平成32年3月31日まで